

県南広域振興局長告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年3月15日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠野東和自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市綾織町新里31地割60番4地先から29地割2番2地先 まで	新	m 6.9~2.5	m 545.6
	旧	2.8~2.2	534.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (2) 期間 平成28年3月15日から同年4月15日まで